

議案第162号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第5章 [略] 第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第62条の2・第62条の3） 第6章・第7章 [略] 附則 第5章の2 屋外催しに係る防火管理 <u>（指定催しの指定）</u> 第62条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。ただし、あらかじめ、次条の規定の例により、防火担当者が定められ、当該防火担当者が作成した火災予防上必要な業務に関する計画が催しを主催する者から提出され、かつ、当該催しにおける防火の管理体制が確立していると認められる場合は、この限りでない。	目次 第1章～第5章 [略] 第6章・第7章 [略] 附則

2 消防長は、前項本文の規定により指定催しとして指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項本文の規定により指定催しとして指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第62条の3 前条第1項本文の指定催しを主催する者は、同項本文の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項本文の規定による指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第65条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項本文の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項本文の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して行う令第5条の2

(対象火気器具等を使用する場合に限る。)。
ただし、第62条の2第1項ただし書又は第62条の3第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画が提出された場合は、この限りでない。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第69条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法又は令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續は、規則で定める。

(罰則)

第71条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) [略]

(5) 第62条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

(両罰規定)

第72条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第1項に規定する対象火気器具等を使用する露店、屋台その他これらに類するものの開設

(罰則)

第71条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) [略]

(両罰規定)

第72条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第69条の次に1条を加える改正は平成27年4月1日から、その他の改正及び次項の規定は平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年12月14日までに開催する催しについては、この条例による改正後のさいたま市火災予防条例第62条の2及び第62条の3の規定は適用しない。